

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	五
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
告示	五
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十八条第一項第三号の規定に基づき知事が定める率を定める件	
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額を定める件	
○ 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程	
○ 土壌汚染対策法により措置区域を指定する件	
○ 港湾施設及び港湾区域の制限区域を変更する件	
公告	五
○ 随意契約の相手方を決定した件十三件	
福島県教育委員会	五
○ 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	
福島県人事委員会	六
○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
○ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則	
	七

## 規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第六号

#### 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

**第二十八条** 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第十七条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。））にあつては、条例第十六条において例によることとされる法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等）にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等）にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額

三 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第一第七号中「セ」を「ソ」に改め、同号中ソをタとし、サからセまでをシカ

らソまでとし、コの次に次のように加える。  
 サ オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん  
**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二十八条の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。  
 (職員業務課福利厚生室)

### 告 示

#### 福島県告示第八十三号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第十四号)第二十八条第一項第三号の規定に基づき、同号の知事が定める率を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。  
 令和二年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十八条第一項第三号の知事が定める率は、同号アにあつては支給の対象とされた月の初日、同号イにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・一一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・〇四
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	〇・〇三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	〇・〇二

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	〇・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	〇・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	〇・〇一

(職員業務課福利厚生室)

#### 福島県告示第八十四号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)第五条の二第一項に規定する年金たる補償及び第五条の三第一項に規定する休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額を次のように変更し、平成三十一年四月一日から適用する。  
 令和二年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

次の表の上欄に掲げる規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号。以下「限度額規程」という。)	三、九三〇円	三、九四〇円
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程(平成三十一年福島県告示第百六十六号)附則第二項によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償及び休業補償に係る同規程による改正前の限度額規程	三、九二〇円	三、九三〇円
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程(平成三十年福島県告示第百三十号。次項において「平成	三、九三〇円	三、九五〇円

三十年改正規程」という。) 附則第二項によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償及び休業補償に係る同規程による改正前の限度額規程(次項に係るものを除く。)

平成三十年改正規程附則第二項によりなお従前の例によるものとされた年金たる補償及び休業補償に係る平成三十年改正規程による改正前の限度額規程(平成二十六年十月から平成二十七年三月までに係るものに限る。)

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程(平成二十六年福島県告示第五百六十九号)による改正前の限度額規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程(平成二十四年福島県告示第二百九十九号)による改正前の限度額規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程(平成二十三年福島県告示第三百五十七号)による改正前の限度額規程

三、九三〇円	三、九四〇円	三、九五〇円	三、九七〇円
三、九四〇円	三、九六〇円	三、九七〇円	三、九八〇円
四、〇三〇円	四、〇五〇円	四、〇六〇円	四、〇七〇円

(職員業務課福利厚生室)

**福島県告示第八十五号**

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、七四八円」を「四、九〇〇円」に、「一三、二八四円」を「一三、二八五円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、三七七円」を「五、四八四円」に、「一三、二八四円」を「一三、二八五円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、九六七円」を「六、〇一〇円」に、「一四、二五五円」を「一四、二四九円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、三〇四円」を「六、三八九円」に、「一七、三五三円」を「一七、二八五円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、六七三円」を「六、七六〇円」に、「一九、二八六円」を「一九、〇五二円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「六、九二六円」を「七、〇四二円」に、「二一、三九三円」を「二一、三九九円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇二〇円」を「七、〇八六円」に、「二三、九〇五円」を「二三、三〇四円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、八一二円」を「六、九一三円」に、「二五、二五七円」を「二五、一三三円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、三三三円」を「六、四二四円」に、「二四、八五九円」を「二四、七九七円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、一四二円」を「五、二二一元」に、「一九、七二六円」を「一九、七六九円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九四〇円」を「三、九六〇円」に、「一五、二九一元」を「一四、九九七円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九四〇円」を「三、九六〇円」に、「一三、二八四円」を「一三、二八五円」に改める。

**附 則**

- この規程は、令和二年二月十二日から施行する。
- この規程(本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一四、二五五円」を「一四、二四九円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一七、三五三円」を「一七、二八五円」に改める部分、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「一九、二八六円」を「一九、〇五二円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「二五、二五七円」を「二五、一三三円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、二五七円」を「二五、一三三円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二四、八五九円」を「二四、七九七円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、二九一元」を「一四、九九七円」に改める部分を除く。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払と

みなす。

4 この規程（本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一四、二五五円」を「一四、二四九円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一七、三五三円」を「一七、二八五円」に改める部分、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「一九、二八六円」を「一九、〇五二円」に改める部分、同表四十歳以上五十歳未満の項中「二三、九〇五円」を「二三、三〇四円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、二五七円」を「二五、二二三円」に改める部分、同表五十五歳以上六十五歳未満の項中「二四、八五九円」を「二四、七九七円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一五、二九一元」を「一四、九九七円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、令和二年二月十二日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

**福島県告示第八十六号**

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域
    - 西白河郡西郷村大字小田倉字大平百五十番四、百五十番五、百五十番二十三及び百五十番三十四の各一部で次の図に示す区域
  - 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
    - 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
      - 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
    - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
      - なし
  - 三 指定する区域において講ずべき指示措置
    - 地下水の水質の測定
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

**福島県告示第八十七号**

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）第二条の四第一項第三号の規定により、制限区域を次のとおり変更する。

令和二年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 港湾名
    - 小名浜港
  - 二 変更する区域
    - 大剣埠頭及び東港の各一部の区域及び区域内に所在する岸壁の前面水域の一部の区域並びに大剣埠頭に所在する桟橋の前面水域の一部の区域（次の図のとおり）
- （「次の図」は省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課及び福島県小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（港湾課）

**公 告**

**公告第17号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（あだたら清流センター） 4,200 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
17,490円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

**公告第18号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（大滝根水環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（大滝根水環境センター） 2,220 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
19,360円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

**公告第19号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 3,650 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,750円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第20号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 3,700t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
19,250円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第21号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 7,200t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
16,500円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続

## 随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

## 公告第22号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 6,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,440円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

## 公告第23号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋陸送株式会社 埼玉県熊谷市三ヶ尻5378番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,440円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

## 公告第24号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の

11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 9,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,300円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第25号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 2,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額  
25,300円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第26号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤 雅 則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 3,600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額  
11,000円 (1 t 当たり)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第27号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 3,600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,300円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第28号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年2月12日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半澤雅則

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 3,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額  
13,200円 (1 t 当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第29号



人 人 人

を

情報ビジネス 学科
一二〇人

に改め、同表福島県立田村高等学校の項中

メント科
情報ビジネス 学科
八〇

「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立会津高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立若松商業高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立喜多方桐桜高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に、「四〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中

観光ビジネス 学科
一二〇人

を

観光ビジネス  
学科  
八〇人  
に改め、同表福島県立西会津高等学校の項中「二六〇人」

を「二二〇人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立川口高等学校の項中「二五〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立只見高等学校の項中「二二〇人」を「一八〇人」に改め、同表福島県立磐城高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中

土木科
電子科
電気科
機械科

中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立平工業高等学校の項中

学科	境工	学科	学科	学科	術科					
八〇人	八〇人	八〇人	一二〇人	一六〇人	四〇人	四〇人	四〇人	八〇人	八〇人	八〇人

を

機械工学科	二四〇人
電気工学科	一六〇人
制御工学科	一二〇人
土木環境工 学科	一二〇人
情報工学科	一二〇人

に改め、同表福島県立勿

来工業高等学校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立相馬高等学校の項中「四〇〇人」を「三六〇人」に改め、同表福島県立郡山萌世高等学校の項中「五〇〇人」を「四〇〇人」に改める。

情報技
機械工
電気工
制御工
土木環 学科
情報工

別表第二福島県立安積高等学校御館校の項中「二二〇人」を「八〇人」に改め、同表  
福島県立修明高等学校鮫川校の項中「二二〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立相  
馬農業高等学校飯館校の項中「四〇人」を「〇人」に改める。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(高校教育課)

### 福島県人事委員会

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

#### 福島県人事委員会規則第一号

##### 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第  
五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「学歴免許等欄」を「学歴免許等欄」に改め、同条第三項中「試験又は  
職種欄（試験欄又は職種欄を含む。以下同じ。）に掲げる試験又は職種」を「試験欄の  
区分又は職種欄の区分（研究職にあつては、職種欄及び試験欄のそれぞれの区分）及び  
学歴免許等欄」に改める。

第六条第二項を削り、同条第一項中「学歴免許等欄」を「学歴免許等欄」に改め、同項  
を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄  
の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場  
合は、その定めるところによる。

一 正規の試験の結果に基づいて職員となつた者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続き給料表の適用を受けない地方  
公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続き  
それらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者及び正規の試験の結果に  
基づいて福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例  
（昭和四十一年福島県条例第七十四号）又は福島県立病院事業の業務に従事する職  
員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の適用  
を受ける者（以下この号において「企業職員」という。）となり、引き続き企業職  
員として勤務した後、引き続き職員となつた者

2 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者につ

いては、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に  
対応する区分を適用することができる。

第六条に次の一項を加える。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験  
欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属  
する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用につい  
ては、その最も低い学歴免許等欄の区分による。

第七条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改める。

第八条中「学歴免許欄の学歴免許等の資格」を「学歴免許等欄の区分」に改める。

第十条中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改める。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給基準表）」を付し、同  
条第二項中「試験又は職種欄の区分」を「職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区  
分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）」に、「学歴免許  
欄」を「学歴免許等欄」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第六条第一項の規定の例によるも  
の（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基  
準表の区分と同一の区分によるものとする。）とし、初任給基準表の学歴免許等欄の  
区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表  
に定める区分によるものとする。

第十二条に見出しとして「（学歴免許等の資格による号給の調整）」を付し、同条中  
「学歴免許欄の学歴免許等の資格（基準学歴を含む。以下同じ。）」を「学歴免許等欄  
の学歴免許等の区分」に改め、「（その加える年数が一年未満である職員を除く。）」  
を削り、「その者」を「同表の初任給欄」に改め、同条に次の一項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規  
定の適用については、その区分に応じ、「大学卒程度」にあつては「大学卒」の区分、  
「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒程度」にあつては「高校卒」  
の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

第十三条の見出し中「による初任給の調整」を「を有する者の号給」に改め、同条第  
一項各号列記以外の部分中「（前条の規定による場合を含む。）」を削り、「号給（第  
三号）を「号給（前条第一項の規定による号給を含む。以下この項）」に、「経験年数（第  
三号）を「経験年数（第二号、第三号又は第五号）」に、「同号」を「当該各号」に改め、  
同項各号を次のように改める。

一 第六条第一項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時  
以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の  
区分に応じ、「大学卒程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあつ  
ては「短大卒」の区分、「高校卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴  
免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者についてはその際に用いられる  
学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 第六条第一項第二号に掲げる者 級別資格基準表（級別資格基準表に定めのない

級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第一項の規定の適用を受ける者等で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数)

三 第六条第二項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第五号において同じ。)以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した以後の経験年数)

四 前三号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表において別に定めるもののほか、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者については、その際に用いられる学歴免許等の資格)を取得したとき以後の経験年数

五 第一号から第三号までに該当する者以外のもので基準号給が職務の級の最低の号給であるもの 級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員会が別に定めるもの)に定めるその職務の級について必要経験年数を超える経験年数

第十三条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第一号、第三号又は第五号」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

第十四条各号列記以外の部分中「前条」を「前二条」に改め、同条第一号中「常勤の特別職にある職員」を「給料表の適用を受けない県職員」に改める。

第十五条中「第十三条」を「第十三条又は第十三条の二」に改める。

別表第九備考以外の部分中「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表備考1及び同表備考2を削り、同表備考3中「県職員採用大学卒程度の試験」を「福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験、福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験」に、「県職員採用資格免許試験」を「福島県職員(資格免許職)採用候補者試験」に、「県職員採用高校卒程度の試験」を「福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験」に改め、同表備考3を同表備考1とし、同表備考4の表以外の部分中「学歴免許欄」に改め、同表備考4を同表備考2とし、同表備考5を同表備考3とする。

別表第十備考以外の部分中「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表備考を次のよ

うに改める。

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」は、国家公務員採用総合職試験を示し、「高校卒程度」は、福島県警察官候補者採用試験及びこれに準ずる警察官採用試験を示す。

別表第十二備考以外の部分中「別表第十二(第五条関係)」を「別表第十二(第五条関係)に、教育職給料表級別資格基準表」に、「学歴免許」を「学歴免許等」に、「及び栄養教諭並びに養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)並びに指導主事」を「栄養教諭、養護教諭、指導主事」に、「養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものを除く。)並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改め、同表備考1中「第一号」を「次の二」に、「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に、「一」を「短大卒」に改め、同表備考2中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に、「一の四」を「一の五」に改め、同表備考3中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改める。

別表第十三を次のように改める。  
別表第十三(第五条関係)  
研究職給料表級別資格基準表

職種	試験	職務の級	
		学歴免許等	級
一般	正規の試験	大学卒程度	大学卒
		短大卒程度	短大卒
その他	試験	高校卒程度	高校卒
		中学卒	中学卒
一級	○	○	○
二級	一	五	一
		八	八
		五	五
		九	九



考2」に、「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改め、同表備考3中「備考第三項」を「備考3」に、「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に、「前項」を「備考2」に改め、同表備考4を削る。  
 別表第二十四を次のように改める。  
**別表第二十四（第十一条関係）**  
 研究職給料表初任給基準表

職種	試験	一般			学歴免許等	初任給
		正規の試験				
		大学卒程度	短大卒程度	高校卒程度		
獣医師	その他				博士課程修了	一級六十一号給
					修士課程修了又は専門職学位課程修了	一級四十一号給
					大学六卒	一級四十一号給
					高校卒	一級五号給
				修士課程修了又は専門職学位課程修了	一級四十一号給	
				大学六卒	一級四十一号給	
				高校卒	一級五号給	

備考 正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分は、行政職給料表初任給基準表の備考1に定めるところによる。  
 別表第二十五学歴免許の欄中「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表備考を次のように改める。  
 備考 この表の適用を受ける職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、免許取得後の経験年数とする。  
 別表第二十六学歴免許の欄中「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表備考2中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に改め、同表備考3を削る。  
 別表第二十七学歴免許の欄中「学歴免許」を「学歴免許等」に改め、同表備考2中「学歴免許欄」を「学歴免許等欄」に、「備考第一項」を「備考1」に改め、同表備考5を削る。

附 則

(施行期日)  
 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
 (初任給の経過的特例)  
 2 令和二年四月一日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職する職員のうち、同日において新たに職員となったものとしてこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合に得られる初任給の号給に達しないものについては、任命権者を同じくする他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における号給等を当該初任給の号給を超えない範囲内で決定することができる。  
 (採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和二年二月十二日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第二号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「別表第三（第四条関係）」を「別表第三（第四条関係）高等学校教育職給料表別資格基準表」に、「学歴免許」を「学歴免許等」に、「及び栄養教諭並びに養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）」を「、栄養教諭及び養護教諭」に、「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改める。

別表第四中「別表第四（第四条関係）」を「別表第四（第四条関係）小学校・中学校教育職給料表級別資格基準表」に、「学歴免許」を「学歴免許等」に、「及び栄養教諭並びに養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）」を「、栄養教諭及び養護教諭」に、「養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものを除く。）並びに助教諭」を「講師、助教諭」に改める。

別表第五備考以外の部分を次のように改める。

別表第五（第五条関係）  
 高等学校教育職給料表初任給基準表

職種	教諭、栄養教諭及び養護教諭			学歴免許等			初任給
	博士課程修了	修士課程修了又は専門職学位課程修了	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	
講師、助教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員	大学卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級二十五号給 一級十五号給 一級十五号給
	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給
高校卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給
	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給

別表第六備考以外の部分を次のように改める。  
別表第六（第五条関係）  
小学校・中学校教育職給料表初任給基準表

職種	教諭、栄養教諭及び養護教諭			学歴免許等			初任給
	博士課程修了	修士課程修了又は専門職学位課程修了	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	
講師、助教諭及び養護助教諭	大学卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級二十五号給 一級十五号給 一級十五号給
	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給
高校卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給
	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	一級十五号給 一級十五号給 一級十五号給

1 (施行期日)  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 (初任給の経過的特例)  
令和二年四月一日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き在職する職員のうち、同日において新たに職員となったものとしてこの規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合に得られる初任給の号給に達しないものについては、任命権者を同じくする他の職員との均衡を考慮してその者の適用日における号給等を当該初任給の号給を超えない範囲内で決定することができる。  
(採用給与課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年二月十二日

福島県人事委員会  
委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第三号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。
- 第二条第一号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。
- 第十八條第五号中「第二十六條の六第七項」を「第二十二條の二第一項若しくは第二十六條の六第七項」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とする。
- 第二十五條に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第一項の会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「二月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「案件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第二十六條中「次に掲げる場合においては」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ人事委員会の承認を得て」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に、「この場合においては、人事委員会の」を「この場合において第一号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、その」に改める。

第二十七條中「期間は」の下に、「人事委員会の承認を得て」を加え、「この場合においては、人事委員会の」を「この場合において前条第二号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その」に改める。

第二十八條を削り、第二十九條を第二十八條とする。

附則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
(採用給与課)

**福島県人事委員会告示第一号**

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。  
令和二年二月十二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則**

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十三年福島県人事委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

**第七条** 規則第二十六条第二号及び第三号の規定による臨時的任用並びに規則第二十七

条の規定による期間更新の承認の請求は、次に掲げる書類を人事委員会に提出して行うものとする。ただし、期間の更新にあつては、第二号及び第三号の書類の提出は、

要しない。

一 臨時的任用（期間更新）承認請求書（様式第六号）

二 履歴書

三 資格、免許等が必要とする職については、それを証明する書類

（臨時的任用の報告）

**第八条** 規則第二十六条第一号の規定により臨時的任用を行ったときは、速やかに次に掲げる書類を人事委員会に提出しなければならない。

一 臨時的任用報告書（様式第七号）

二 履歴書

三 資格、免許等が必要とする職については、それを証明する書類

様式第五号（その二）の次に次の二様式を加える。

様式第6号 (第7条関係)

臨時的任用 (期間更新) 承認請求書

第 年 月 日

福島県人事委員会委員長

任命権者



下記により臨時的任用 (期間更新) を行いたいので、承認されたく請求します。

記

所 属	職	任用 (更新) しようとする職			左の算定の基礎		任用 (更新) 期間		氏 名	年 齢	備 考
		給 料	給 料 表	級	学 歴	必要経 験年数	経 験 年数	年 月 日 から 日 まで			
臨時的任用をしなければならない理由											
職務 内 容											
必要とする知識・技能その他											
そ の 他 必 要 な 事 項											

備考

- 1 任用と期間更新とは別々に作成すること。
- 2 任用 (更新) しなければならない理由、職務内容、必要とする知識・技能等の同一なものを一括して作成すること。
- 3 期間更新の場合は、初めて臨時的任用を行った年月日を「備考」欄に記載すること。
- 4 この承認請求書には、職務の級及び号給算定の基礎となる書類を添付すること。

様式第7号 (第8条関係)

臨 時 的 任 用 報 告 書

第 年 月 日 号

福島県人事委員会委員長

任命権者 

規則第26条第1号の規定により、下記のとおり緊急やむを得ず臨時的任用を行ったので報告します。

所 属	職	給 料		職 左の算定の基礎			任 用 期 間			氏 名	年 齢	備 考
		給料表	級	学 歴	必要経 験年数	経 験 年数	年 年 月 日	から まで				
緊急やむを得ない理由												
職 務 内 容												
必要とする知識・技能その他												
そ の 他 必 要 な 事 項												

- 備考
- 1 緊急やむを得ない理由、職務内容、必要とする知識・技能等の同一なるものを一括して作成すること。
  - 2 期間更新を必要とする場合は、この様式に準じ承認請求書を作成すること。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(採用給与課)